

○厚生労働省告示第三号
国土交通省

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第一号）第九条第四号及び第十条第二号ロの規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第二号ロの国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第二号ロの国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

（定義）

第一条 この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

2 この告示において「ひとり親世帯」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関

する法律（平成十九年法律第百十二号。次項において「法」という。）第二条第一項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。

3 この告示において「ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅」とは、居住安定援助賃貸住宅であつて、法第四十条第二項第六号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。

4 この告示において「ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅」とは、共同居住型賃貸住宅であつて、ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を含むものをいう。

（共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第二条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第二号口の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準のうち共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一 共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。

$$15A + 10 \quad (\text{ただし、} A \geq 2)$$

（この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。第五号において同じ。）を表すものとする。

二 共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものであること。

三 共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあつては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては当該設備の床面積を除く。）が九平方メートル以上であること。

四 共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。
なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

イ 居間

ロ 食堂

ハ 台所

ニ 便所

ホ 洗面設備

ヘ 浴室又はシャワー室

ト 洗濯室又は洗濯場

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数を五で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第三条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第二号口の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとおりとする。

一 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。

$$15B + 22C + 10 \text{（ただし、} B \geq 1 \text{ かつ } C \geq 1 \text{ 又は } B = 0 \text{ かつ } C \geq 2 \text{）}$$

（この式において、Bは、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。第四号及び第五号において同じ。）の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。第五号にお

）に、前条第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができるところに備えることをもって足りるものとする。

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所及び洗面設備並びに当該合計数を四で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。